

## ② 報償金贈与通達の改正

兼任駐在所及び駐在所に準ずる施設として設置される連絡所に居住する者の労苦は、駐在所員と何ら変わるものではないことから、従来の報償金の贈与に関する通達を改正し、受給者による詳細な実績報告や実績に基づく厳格な贈与等の規定を新たに盛り込み、引き続き、実績に基づく報償金の贈与を行うこととした。

## ③ 連絡所の無料宿舎認定

これまで、駐在所員に準じて無料宿舎を利用してきた連絡所員については、無料宿舎を利用する根拠を明確にするため、県（管財課）と協議した結果、熊本県宿舎管理規則第6条第9号の「知事が特に必要と認めて指定した者」として正式に認定された。

**熊本県監査委員公告第4号**

平成16年11月18日から平成17年2月18日までの間に実施した財政的援助団体等監査の結果に基づく改善措置を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成17年7月1日

熊本県監査委員	高	宗	秀	暁
同	山	本	豊	孝
同	前	川		收
同	小	杉		直

監査対象機関	監査執行年月日	報告公表事項	改善措置
天草エアライン株式会社	平成17年 2月 9日	平成15年度決算において、売上高の減少等により71,926千円の当期損失を計上し、当期未処理損失(累積欠損金)が103,839千円となっており、その縮減に向けて経営改善に努めること。	同社の経営改善については、増収対策と経費削減策の両面から取り組んでいるところ。増収策として平成16年10月から松山路線の開設やパックツアー企画にも取り組むとともに、経費削減策として平成17年度から地上業務委託料の削減や予防整備の実施による整備費の削減等を行っている。今後同社の経営改善に向け地元自治体と連携してバックアップしながら更なる指導を行っている。
財団法人くまもとテックノ産業財団	平成17年 1月19日	設備貸与事業及び単県設備貸与事業の未収金(平成15年度末現在、188,146千円)について、回収努力が行われているが、引き続き解消に努めること。	債務者及び保証人に対する徴収の強化等を図り、回収額の増額を行うよう指導する。また、新たな未収が発生しないよう貸付前審査の徹底、経営面の指導強化に努めるように指導する。
財団法人熊本県成人病予防協会	平成17年 1月27日	熊本県から受託している熊本県健康センターの管理及び使用料の収納に関する業務委託費について、法人の事業としての認識を欠いたため、理事会の議決及び評議員会の同意を得ないで法人の会計外で処理されいている。熊本県成人病予防協会寄附行為第111条の規定に基づき適正な処理を行うこと。	監査の結果を踏まえ、平成17年3月に理事会及び評議員会を開催し、平成16年度における熊本県健康センターの管理及び使用料収納の業務委託費について、法人会計として適切な処理を行ったところである。
熊本県漁業信用基金協会	平成17年 1月27日	保証債務の代位弁済に伴う求償権残高が毎年度大幅に増加し、経営基盤にも影響を及ぼす状況にある。保証の審査を強化する等、業務運営の健全化を図ること。	求償権については、債務者及び連帯保証人に対する徴収を一層強化し、回収の促進に努めるよう指導しているところである。一方、今後の代位弁済(求償権)の発生防止のため、債務保証引受け時の審査で、資金借入者の経営内容、弁済計画等を十分吟味することと、債務保証を行う金融機関に対しては、貸付前の審査の徹底と貸付後の債務者の経営状況の把握、担保物件の管理強化等、期中管理の徹底を要請するよう指導を行っている。また、協会においては、平成13年度及び14年度に職員を各1名削減し、経費削減等に取り組んできたところであるが、17年度中に中期の「経営改善計画」等を策定し、更なる経営の改善に努めるよう指導した。

